衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 22.4.15 第 174 回国会第 5 号

4月15日(木) 第5回の委員会が開かれました。

- 1 消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件
 - ・福島国務大臣(消費者及び食品安全担当大臣) 大島内閣府副大臣、松下経済産業副大臣、泉内閣府大臣政務官及び 政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

田 中 康 夫君(民主)

- ・消費者庁ができることとできないことについて、福島 国務大臣はどのように認識しているか。
- ・消費者の望むものを作るという「コンシューマー・イン」という考え方から商品を作る必要がある。トヨタリコール問題が起こったが、トヨタ車には、アクセルよりプレーキを優先させる仕組み(プレーキ・オーバーライド・システム)が搭載されていなかった。そこで、日本の全ての車がこのシステムを導入するようにすることが、消費者庁がまず行うべきことだと考えるが、福島国務大臣の見解をお聞きしたい。
- ・犯罪被害者への補償は、犯罪者の刑事処分だけでは、 被害者が例えば半身不随になられた場合等を考えると、 十分ではない。国が犯罪被害の立て替え補償をし、加 害者に請求する犯罪被害補償制度を創設すべきと考え るが、どうか。

吉 泉 秀 男君(社民)

- ・島根原子力発電所における保守管理の不備事案について、消費者に電力を安全に供給する必要性から福島国 務大臣はどのような所見をお持ちか。
- ・消費者庁の職員は、現在、各府省の出向者で占められている。消費者庁の役割が増加する中、その体制強化が必要と考えるが、消費者庁で最初から採用する等のプロパー職員を今後増やしていくことが必要ではないか。

遠 藤 利 明君(自民)

- ・トヨタリコール問題について、この問題が拡大した理由を福島国務大臣はどのように考えるか。また、米国・ABCテレビによる捏造報道に対して、政府としてすぐ対応すべきだったと考えるが、福島国務大臣はどのように考えるか。
- ・普天間基地の移設先について、鳩山内閣総理大臣から

社民党党首でもある福島国務大臣に相談はあったのか。 また、もし、福島国務大臣の主張と異なる結論となっ た場合はそれを容認するのか。また、内閣が決めた移 設先については福島国務大臣も内閣の一員として責任 があると思うが、どうか。

竹 本 直 一君(自民)

- ・中国製毒入りギョーザ事件の容疑者が中国で逮捕されたが、2年半も経過していること、証拠物等に関して納得できない。日本政府の対応は生温いと考えるが、 福島国務大臣の見解を伺いたい。
- ・本年6月の改正貸金業法完全施行に伴い、総量規制等 の借入要件の厳格化により、結局はいわゆるヤミ金に 流れるおそれがある。政府はどのような対応を取るの か。
- ・商品取引所法における再勧誘禁止等の規制導入により、 商品先物取引額が大きく減少しており、投資の機会を 奪っているおそれがある。信頼のおける資本市場の発 展を目指し、ビジネスとして成り立つようにある程度 考慮する必要があると考えるがいかがか。

古屋範子君(公明)

- ・ライターの規制について、経済産業省で検討を行っている間にも事故が相次いでいる。迅速かつ的確に対応して欲しい。また、この問題に関し、消費者庁がより存在感を発揮すべきと考えるが、福島国務大臣の見解を伺いたい。
- ・事業仕分け第2弾の対象となる独立行政法人に国民生活センターが含まれている。国民生活センターについては、事業の削減どころかむしろ機能強化を図るべきと考えるが、福島国務大臣の見解を伺いたい。
- ・食品表示の中でも、とりわけアレルギー物質の表示は 命に関わる重要なものである。アレルギー表示制度は、 現場の取組も踏まえ、実効性を確保する必要があると 考えるが、福島国務大臣の見解を伺いたい。

吉 井 英 勝君(共産)

- ・ライターの規制については、欧米諸国の取組に比べ、 日本政府の対応は遅すぎる。消費経済審議会における 5月の結論を待つのではなく、直ちに規制を行う必要 性があると考えるがいかがか。また、着火方式や形式 による例外なく、すべてのライターを規制の対象とす べきと考えるがいかがか。
- ・インターネットの宿泊予約サイトで予約したホテルが、いわゆる類似ラブホテルであった事例があった。類似ラブホテルの問題については、法律のすき間にあり、このような問題にこそ消費者庁がきちんと対応していく必要があると考えるが、福島国務大臣の見解を伺いたい。